

Title	クリミア戦争の意義：一試論
Author	中山，治一
Citation	人文研究. 20巻9号, p.783-797.
Issue Date	1968
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	歴史学特輯号

Placed on: Osaka City University Repository

クリミア戦争の意義——試論

中山治

(一) 問題の所在

説明する必要もないことであろうが、クリミア戦争が、一八五三年のロシアとトルコの開戦にはじまり、途中でイギリス・フランス・サルディニアの参戦を経て、セヴァストポリ要塞の陥落、そして結局一八五六年のパリ条約によつて終結をつげる戦争であることはいうまでもない。しかし、普通に用いられている西洋史ないし世界史の概説書や教科書では、この戦争は、いささか奇妙な取扱いをうけているように思われる。いま、それらの概説書・教科書およそ十種類についてクリミア戦争の取扱い方を調べてみると、全部が或る共通の観点に立つてることが知られるのであるが、その観点の問題は後にふれることとして、ともかく取扱い方を整理すると、大体つぎのように要約されることができる。

(1) クリミア戦争を、ナポレオン三世の対外冒險主義の実例のひとつとして叙述する。この場合クリミア戦争は、たとえば二月革命とその結果ないし影響とか、一八四八年革命後的情勢とか、

クリミア戦争の意義

フランス第二帝政の成立とかいったような問題との関連で、あるいはそのような問題視角から、とらえられる。

(2) サルディニア王国によるイタリア統一国家建設の一階梯として、カヴールによつてクリミア戦争が手段的に利用されたことを叙述する。この場合クリミア戦争は、西欧諸国の外交的取引きという観角からとらえられる。

(3) ロシア皇帝アレクサンドル二世の自由主義的諸改革の発端としてクリミア戦争を叙述する。この場合クリミア戦争は、戦争そのものでなく、むしろこの戦争でのロシアの敗北という局面でのみとらえられる。なお、クリミア戦争を転機としてそれ以後ロシアが満州方面へ積極的に進出するようになつたことを述べた世界史教科書もないではないが、この場合にもやはりクリミア戦争がロシアの敗北（その南下政策の挫折）という局面でとらえられていることに変りはない。

(4) クリミア戦争を、いわゆる「東方問題」の一環として叙述す

る。この場合クリミア戦争は、一八三〇年代のトルコ・エジプト戦争や両海峡通過問題、一八四〇年代の両海峡中立化問題、さらには一八七〇年代の露土戦争、サン＝ステファノ条約およびベルリン条約などと同一系列の一事件としてとらえられる。

さて、クリミア戦争がこのような四つの局面を同時にもつてていることは、誰しも否定できない事実である。そこで、ほとんどすべての概説書・教科書は、右の四つの局面のうちの二つ三つを取りあげ、そのそれぞれに適合した叙述場所でクリミア戦争に関する概説をしているのである。その結果どうしたことになつたかというと、クリミア戦争がいくつかの局面に分解されて述べられることになり、読者は、なるほどその部分部分についてはかなりはつきりした観念をあたえられるけれども、しかしこの戦争の全貌についての映像、いわばクリミア戦争の全体像については、ついに得るところがないのである。その全体像さえあたえられないほどであるから、まして、この戦争がそれ以前の・またそれ以後の国際体制に対してもどのような意義をもつていたのか、というような考察は、まったく求めんべくものないのである。これは、從来十九世紀なかごろのヨーロッパの歴史が、いわゆる「ナショナリズムの時代」の歴史として各國別に叙述されてきたことの余弊でもあろうが、しかしそれにしても、いったいクリミア戦争は、十九世紀の国際社会全体の展開過程のなかでのクリミア戦争の意義を論ずることができるのは

程のなかで——つまりそれ以前と以後の国際体制に対して——どのような意義をもち、どのような作用をおよぼしたのであろうか。

しかし、さらに深く考えてみると、右に述べたような意味でのクリミア戦争の意義を考察するためには、それに先だって、この戦争が戦われた当時のヨーロッパの国際体制がどのような特質のものであつたか、そしてこの戦争によつてそれがどのように変化したのか、ということが、まず明らかにされていなければならぬはずである。たとえば、それ以前のヨーロッパの国際体制、すなわち一八一五年に成立した神聖同盟的ヨーロッパ協調 (the Concert of Europe) は、クリミア戦争のはじまる以前にすでに崩壊していたのかどうか、もし崩壊していたと仮定すれば、そのあとにはどのような原理の国際体制が成立していたのか、そしてクリミア戦争はそれらのうちいざれかの国際体制を破壊する作用をおよぼしたのであるか否か、あるいは、クリミア戦争の後この戦争の結果としてまた新しい国際体制が樹立されたのであるかどうか、というような問題が、まづ明らかにされていてこそ、はじめて十九世紀の国際社会全体の展開過程のなかでのクリミア戦争の意義を論ずることができるはずである。

ところが、実は——我が国の学界ではもちろんのこと——欧米の学界においてさえ、クリミア戦争を右のような問題意識のもとで考

察することは、今日までほとんど行なわれてこなかつたというのが、いつわらぬ実情である。なぜそのようなことになつたのかといふと、その理由は、思うに、比較的簡単である。すなわち、従来の十九世紀ヨーロッパ国際関係史の研究においては、起源的には、一方では第一次世界大戦原因の探究という意味で一九一四年の破局から遡及して一八七一年以降の国際関係の展開が研究対象となり、また他方では一八一五年に確立されたヨーロッパの国際秩序が神聖同盟とかウイーン体制とかメットヘルニヒの反動支配とかいたような形で研究されてきたために、一八七一年以降の部分と一八一五—一八年の部分とに研究が集中され、結局一八五〇年代・六〇年代の国際体制の特質が不問のまま放置されてきたからであろうと考えられるのである。また、このことは、さきにも述べたように、従来の研究が一八五〇年代・六〇年代のヨーロッパ史を「ナショナリズムの時代」として、ほとんどつぱら各國別に取扱つてきたことと無関係でないことはもちろんであるが、いずれにしても、一八五〇年代・六〇年代の国際体制の考察は、それに先だつウイーン体制と、それ以後に来るビスマルク的国際体制とのあいだにはさまれた、いわば研究の谷間にほかならなかつたのである。

このことをさらに別の言葉でいえば、一方、一九一四年の破局から遡及的に進められてきた国際関係の史的研究と、他方、一八一五

年におけるウイーン体制の確立から下降的に進められてきたそれが、今日まだ十分に有機的に接合されていない、ということになる。たとえば、国際関係史の研究において第二次世界大戦後の西欧の『国際関係史』全七巻の第五巻は、一八一五年から一八七一年までを対象とし、しかもこれはP・ルヌーヴアン自身の執筆による部分であるが、この著述においても、ウイーン体制そのものないしはその崩壊とクリミア戦争とをどのように接合させるかというような問題意識は、片鱗さえもうかがわれない。そこでは、クリミア戦争は、もつぱら「オットマン帝国の安定」という視点から、とらえられているにすぎないのである。⁽¹⁾

(二) ヨーロッパ国際体制の転回点としてのクリミア戦争

そこで、われわれの課題は、まず第一に一八一五年のウイーン体制がいつまで存続したかを考え、そしてつぎにそれとクリミア戦争とを関連的に考察することによって、後者の歴史的意義を明らかにすることであるが、その場合、われわれが考察の出発点とすべきひじょうにいちじるしい基礎的な事実がある。それは、ヨーロッパでは、クリミア戦争に先だつ三十八年間に一回の戦争もなかつたのに

反して、クリミア戦争以後の十五年間には四回の戦争が戦われたという事実である。この事実は、すでに早く一九三〇年代のはじめにイギリスのE・L・ウッドワードによつて指摘されたところであるが⁽²⁾、この指摘は、第二次世界大戦後のもつたく新しい研究のなかにもうけつがれ、ますます重要視されているのである。たとえば、プリンストン大学のG・クレーイグが、こんにち刊行されつつある『新ケンブリッジ近代史』の第十巻に寄稿した『同盟の体系と勢力の均衡』⁽³⁾のなかにも、右の基礎的事実が述べられ、その事実を背景としつつG・クレーイグは、クリミア戦争が「ヨーロッパ史におけるひとつの重大なターニング・ポイントを印しづける」ものであつたことを結論しているのである。いつたい、どのような意味でクリミア戦争が十九世紀ヨーロッパ史の転回点とされうるのであらうか。

さて、ティラーはクリミア戦争についてつぎのように述べる——「クリミア戦争は、神聖同盟がもはや存在しないことをニコライ一世に見せるために、戦われねばならなかつたのである」⁽⁵⁾。「クリミア戦争は、ヨーロッパのシステムを改造するために戦われた。神聖同盟の旧秩序は破壊された。けれども、なんらの新しいシステムもそれに代らなかつた——イギリスの理想とする自由主義協調も、またナポレオン（三世）の夢想する革命連合も。その代りに開始されたのは、ヨーロッパのナーチャーの時期であり、この時期は、クリミア戦争から近東におけるつきの大闘争まで続いたのである」。⁽⁶⁾。「クリミア戦争がはじめたもの、それはヨーロッパの秩序の破壊であり、この破壊を完成したのはイタリアの統一であった。メッシーナのシステムはロシアの保障に依存していたが、ひとたびこの保障が取

り下げられると、そのシステムは転覆させられることができたのである⁽⁷⁾。

これによつて明らかなように、テイラーは、(一)クリミア戦争前のヨーロッパの国際体制は神聖同盟であつた。(二)クリミア戦争後のヨーロッパの国際体制はアナーキーであり、これは一八七七年(露土戦争)まで続く。(三)このふたつの国際体制の転換点をなすのがクリミア戦争である——と考えているのである。かれの思考はドラステイックであり、その表現はラディカルであるが、十九世紀ヨーロッパの国際体制の変転過程におけるクリミア戦争の意義をこれほど簡明に論断した言葉は、おそらく他に例を見ないであろう。

しかし、事実は、テイラーがいうほどには単純明快でないようと思われる。第一、クリミア戦争前のヨーロッパの国際体制をば、一八一五年に確立されたいわゆるウイーン体制そのままの継続と見てよいものかどうか、大いに疑問の余地のあるところである。また第二に、クリミア戦争後の国際体制をアナーキーとよぶことはひとつの着想であろうが、その状態が露土戦争—ベルリン会議ごろに終わりをつげるというのであるから、テイラーのいうアナーキーとはたんに同盟協商網の欠如ということにすぎないのではないか、ここにも疑問の余地がある。テイラーのこのような単純明快すぎる解釈に対する、問題をはるかにエラスティックに考察しているのは、さき

に挙げたG・クレーラーの『同盟の体系と勢力の均衡』である。以下クレーラーの所説を紹介してみよう。

まず第一に、クレーラーは、一八一五年に確立されたウイーン体制がそのままクリミア戦争の直前まで維持されてきたとは考へない。事実、それは、ギリシアの独立やベルギーの独立などによつて相当な修正をうけた。しかしながら、クレーラーによれば、それらの一八三〇年前後の一連の事件によつて「ヨーロッパ協調」(the Concert of Europe)が再確認され、そしてこの協調の体制がクリミア戦争直前まで保持されてきた、といふのである。かれ自身の言葉をもつていえば、「クリミア戦争前の時期(the pre-Crimean period)には」「平和と勢力均衡を維持する努力に進んで参加しようとする一般的意志が、列強の側にあつた」⁽⁸⁾のであり、これにはイギリスもまた例外ではなかつた。

もちろんイギリスは、一八二〇年代になると、ウイーン会議當時に確立された「會議システム」からは離脱したが、しかしこの離脱の時期においてさえもキャッスルリは、「勢力の均衡がおびやかされる場合には、イギリスはヨーロッパの問題にひと役買つて出る用意がある」とことを言明していた。しかも、「この約束は、一八三〇一五四年のあいだ、くりかえし述べられ、かつ実行された」と、G・クレーラーは考へる。事実、ヨーロッパ大陸の国家系とイギリスと

の結びつきの核心的性質は、一八四一年一月にパーマーストンがロシア皇帝におくつた覚書のなかでも明白に承認されており、さらに時期を下つて一八五二年にもまたジョン・ラッセル卿によつて下院で言明された。このような諸事実に立脚しつつ、G・クレーグは、平和と勢力均衡の維持を可能ならしめた一八三〇年前後の諸条件が、そのまま一八五四年（クリミア戦争）まで存続したと考えるのである。⁽⁹⁾

さて、右に述べたように、もし一八三〇年前後に再確認された「ヨーロッパ協調」がそのままクリミア戦争前まで維持されてきた

とするならば、クリミア戦争はそれに対してどのような作用をおぼしたのであるか。これについて、G・クレーグはつぎのように考へる——「クリミア戦争は、列強のあいだに存続していた旧来のコンセンサスを破壊し、かつヨーロッパ大陸に現に存在している力の分布状態に対する列強の態度を急激に変化させた」。⁽¹⁰⁾ 「一八五四年以前の時期には、同盟や外交的結合は一般に防禦的であつた。またそれは、革命のようなものの脅威や、勢力均衡を分裂させるような仕方で勢力を拡大させようとする他の強国ないし強国集団による試みから、相手国を保護するためにこそ、結ばれたものであつた」。⁽¹¹⁾ところが、「一八五六六年以後の時期には、一般に同盟や外交上の『諒解』は、第三国に対して計画された戦争にさいして相手国の協力を

確保するためいか、あるいは自国の好意的中立を相手国に確信させることによって同盟諸国の一ひとつの企図を容易にするためにか、いずれにしても攻撃的な目的をもつて、結ばれた」⁽¹²⁾のである。すなわち、クリミア戦争以前の時期を特徴づけた「ヨーロッパ協調」の破産であり、それはクリミア戦争によって将来されたものであつた。さきに紹介したように、G・クレーグがクリミア戦争をもつて「ヨーロッパ史におけるひとつの大なるターニング・ポイントを印しづけるもの」と考えたのは、まさにいま述べたような意味においてであつたのである。

以上、紹介したG・クレーグの所説は、だいたいこんにちの欧米の史学界で通用している規準的なクリミア戦争観であろうと思われる。たとえば、一九六八年から刊行されはじめた西ドイツの新しいシリーズ『ヨーロッパ史教範』全七巻の第一冊として、監修者であるケルン大学のテオドール・シーダー自身が執筆している第六巻『国民国家時代のヨーロッパと第一次世界大戦にいたるまでのヨーロッパの世界政策』においてもまた、ほぼ同様なクリミア戦争観が示されているのを見いだすことができる。すなわち、シーダー自身の言葉をもつていえば、「クリミア戦争は、旧来の協商体系——なんづく東欧列強の同盟——を、解消してしまつた。そしてそれ以來、もはやなんらの確固たる協商組織へもいたりえず、むしろただ

その場その場の同盟に到達しただけであつた」というのである。簡単ではあるが、このシーダーの言葉は、かれがクリミア戦争の意義について、さきに紹介したG・クレーテの所説と根本において共通する理解をもつてることを、示すものであろう。だいたいこのあたりが、こんにちの欧米の史学界で持たれているクリミア戦争の意義についての共通の理解であろうと考えられるのである。

(三) ヨーロッパ国家系から世界国家系への

転換点としてのクリミア戦争

さて、右に述べたようなクリミア戦争の意義についての理解は、筆者の私見からすれば、ただあまりにもヨーロッパ的観点に偏した片面的な考察であるように思われる。いいかえると、右のような理解では、クリミア戦争の意義が決して全面的にはとらえられていないと思われる所以である。その点で筆者が参考にしたいと思うのは、むしろ、さきにもふれたP・ルヌーヴィアンの見解である。上述したようにルヌーヴィアンは、クリミア戦争をば全体として「オットマン帝国の安定」という視点からとらえているのであるが、たゞルヌーヴィアンの場合には、「トルコの安定」ということがたんに現象面で皮相的に説明されているだけであつて、その事実のもつ意味を深く

洞察することはなされていないのである。たとえば、クリミア戦争を終結させた一八五六年三月三〇日のパリ条約について、ルヌーヴィアンは、「この条約はオットマン帝国を調印列強の集団保障のもとにおいた」と述べているが、しかしあれは、「列強がトルコを集団保障した」ということの意味を、それ以上深く追求してはいないのである。このことは、すぐ早くE・L・ウッドワードが指摘したよう、やはり、「トルコがヨーロッパ協調へ加入することを承認された」ということを意味するものとして、理解されることを承認べきである。

それなら、「トルコがヨーロッパ協調へ加入することを承認された」ということは、いつたい何を意味していたのであろうか。思うにそれは、旧来のヨーロッパ国家系のなかへトルコが組みいれられたということを意味するであろう。ここにいうヨーロッパ国家系なものが、ほぼ十八世紀中葉にその成立の過程を完了したといわれる近代ヨーロッパの国際体制、つまりランケの「世界史」が対象としたヨーロッパ諸国家の相互関連的な総合体にほかならないことは、いうまでもない。もちろんそれは、ナポレオンの普遍的帝国によって一時撲滅されたけれども、しかし一八一五年のいわゆるウイーン体制によつてそれが復活されたことは、周知のとおりである。そして、この復活されたヨーロッパ国家系が或る局面では「神聖、同

盟」とよばれたことからも明らかなように、それは「キリスト教的ヨーロッパ」という統一理念を背おつていた。つまり、旧來のヨーロッパ国家系は、理念的にも現実的にも、キリスト教的な宗教的・文化的関連体にほかならなかつたのである。

ところが、いま、キリスト教国家ではない西アジアの一国が、そ

の国家系に加入することを承認されたとすれば、そのとき以後、この国家系はもはや旧來のそれとは性質のちがつたものと化したといわざるをえない。それは、もはや宗教的・文化的に同質的な諸国家の関連体ではなく、むしろ宗教や文化にはインディファレンツないしたがつてそのような枠組みをもたないという意味で普遍的な――たんなる諸国家の集合にすぎなくなつたのである。すなわち、宗教的とか文化的とか、その他もうもの歴史的背景には無関心な、たんなる諸国家の集合としての国際社会の誕生である。これは、たんに諸国家が相互に関連しあう場にすぎず、したがつて、より露骨な国家エゴイズムの横行する世界にほかならない。クリミア戦争以後、列強が、ヨーロッパ全体の平和や国際秩序ではなく、むしろ露骨な国家エゴイズムを唯一の行動原理として離合集散をくりかえすようになつたことと、旧來のヨーロッパ国家系の解消とは、決して無関係の現象ではないのである。ヨーロッパ全体に平和を保障したといわれる後のビスマルク的同盟協商体制さえも、実は国家エゴイ

ズムの合縱連衡体制にすぎなかつた。さきに紹介したA・J・P・ティラーの言葉を借りていえば、まさに国際的アナーキーにほかならないが、しかしこのアナーキーは、ティラーが考へているようにビスマルク体制の到来とともに終りをつげるようなものでは、決してなかつたのである。

さて、西アジアの一国であるトルコがヨーロッパ国家系への加入を承認されたとすれば、どうして東アジアの諸国にもまたそれが許されないことがあるうか――ただし、列強の国家エゴイズムがそれを求めるかぎりにおいて。こうして、クリミア戦争以後、列強とアジア諸国とのあいだに新しい関係が発生した。近代初頭いらいクリスト教的ヨーロッパは、非ヨーロッパ諸地域を所有の対象（植民地）として「発見」してきたが、いまや列強は――自己の国家利益に合致するかぎりにおいて――それらをトルコと同様な意味での「國家」として見いだすことができるようになつた。そこで、エジプトも安南も中国も、かつてのインド（すなわち完全植民地）とはちがつたふうの取扱いをうけることになつたのである。また日本が「開国」を「求め」られたのも、同じ理由によるのである。後の帝国主義時代を特徴づける「保護国化」とか「半植民地化」ということもまた、この線の上に考えられるべき現象にほかならないであろう。さきに筆者は、クリミア戦争を境として、旧來のヨーロッパ国家

系が、宗教や文化の枠組みを持たないという意味で普遍的、たんなる諸国家の集合と化したことなどを述べたが、いま右に説明したところから知られるように、それは同時に、地域的にユニヴァーサルなという意味でも普遍的なものであつたといわねばならない。地域的に普遍的であるということは、とりもなおさず、グローバルな世界であることを意味する。すなわち、全地球的な規模での諸国家の関連体——いわゆる世界国家系 (das Weltstaatensystem) ——の成立である。もちろん、クリミア戦争を境として、その後ただちに世界国家系が成立したのではないことはいうまでもないが、その成立の可能性はクリミア戦争によってひらかれた、その成立過程はクリミア戦争後にはじまるというべきであろう。ヨーロッパ国家系から世界国家系への転換は、ふつう、一八八〇年代いらいのいわゆる帝国主義時代において考えられているけれども、しかしその転換は、クリミア戦争から日露戦争にいたる半世紀間に実現されるところの漸次的過程としてとらえられるべきであろう。

(四) 東アジアにおけるクリミア戦争

しかしながら、クリミア戦争は、ただたんに右に述べたような国際体制の原理においてのみ、アジア諸国の運命にかかりをもつた

のではなかった。むしろ、国際関係の事実においてもまた、両者は直接的にかかわりあっていたのである。それは、P・ルヌーヴアンの述べているように、「イギリスは、クリミア戦争敗北後のロシアが東アジアに行動の場を求めるであろう」と信じて、中国に対する行動をいつそう積極化した、というような間接的な作用ではなく、むしろ戦闘行動そのものが東アジアにおいても展開されたという意味で文字どおり直接的にクリミア戦争と東アジアの政治情勢とが結びあわされていたのである。ところが、ふしぎなことに、従来の欧米の史学界ではこの両者の関連が奇妙なほど無視されてきた。欧米の研究者で、今までこの両者を関連的にとりあげた者は、ひとりもいなかつたといつてもいいすぎではないほどである。たとえば、P・ルヌーヴアンには、さきに引用した著作のほかに、もっぱら東アジアの国際関係のみを論じた『極東問題、一八四〇—一九四〇年』⁽²⁰⁾という著述があるが、この専門的著作においてさえも、クリミア戦争と東アジアの政治情勢との直接的関連は無視されているのである。

さて、東アジアで展開されたクリミア戦争の作戦行動というのは、一八五四年八月末から一八五五年十月末にいたるまでのあいだ、カムチャトカのペトロパヴロフスク軍港を中心として英仏連合艦隊ないしイギリス艦隊とロシア軍とが前後三回くりかえした攻防戦の

ことであるが、英仏側は結局ロシア軍艦を把捉することもできず、またロシア軍事基地の覆滅にも成功しなかった。もちろん、このようない東アジア水域での海戦がクリミア戦争全体の帰趨に決定的な意味をもつものでなかつたことはいうまでもないが、しかしヨーロッパ列強の対決から起つたヨーロッパでの戦争がただちに東アジアに波及し、東アジアの政治的空間のなかで戦われるようになつたことは、注目すべき現象であるといわねばならない。

けれども、それにも増していつそう重要視しなければならないのは、この東アジアでの作戦行動に付随してロシアが黒竜江下流地方にいくつかの軍事基地を設営し、またその連絡中継地として多くのコロニーを建設した事実である。しかも、この事実上の清国領土略奪は、クリミア戦争終結後にも続行され、黒竜江左岸全体の占領はもちろんのこと、一八五六年後半には沿海州の設置さえ行なわれたのである。そしてこのような領土略奪が、一八五八年の愛璉条約および一八六〇年の北京条約によつて強請追認され、結局それらの地域全体がロシア領と化せられるにいたることは、よく知られているとおりである。要するに、クリミア戦争の作戦行動そのものが直接的に作用して、東アジアでのおおはばな領土変更を生み出したといわねばならないのである。

ところで、クリミア戦争の作戦行動が東アジアの政治的空間に持

ちこまれ、その水域で海戦がおこなわれたことは、さきに述べたとおりであるが、日本列島はこの政治的空間のなかの海上に横たわっていた。したがつて、北太平洋から東シナ海にかけて雄飛しようとする強国にとって、日本列島が——戦略上——いかに重大な意味をもつかということは、クリミア戦争におけるペトロパヴロフスク要塞攻防戦その他の戦闘を通じて、あらためて認識されたのである。

のちに初代の駐日イギリス公使となつたサー・ラザフォード・オールコックは、その回想録『大君の都』のなかで、「ロシア人は、英仏両国との戦争（クリミア戦争）によって日本の諸港の価値を知つたのである」と述べている。⁽²⁾ クリミア戦争勃発の当時には、ロシアもイギリスも、ともにまだ日本と正式の国交をひらいてはいなかつたのであるが、戦争の進展とともにこの両国はきそつて日本との国交を強請し、戦争の過程においてともに和親開港の条約を締結することに成功したのである。この間の経過を年譜にして示すと、つぎのようになる。

一八五三（嘉永六）年

一〇月 四日 トルコがロシアに宣戦（クリミア戦争）

一二月 五日 ロシア使節・艦隊司令官ブーチャン、長崎に

再び来航

一八五四（嘉永七・安政一）年

三月 三日 日米和親条約(神奈川条約)調印

三月二三日 プーチャチン、三たび長崎に来航

三月二八日 イギリスとフランスがロシアに宣戦(クリミア戦争)

(戦争)

五月一八日 権太駐屯のロシア兵退去(クリミア戦争)

八月二三日 日英和親条約調印、長崎と箱館を開港

一二月二二日 下田で日露和親条約調印、下田と箱館と長崎を

開港

ここで注目すべきは、日英最初の和親開港の条約が、イギリス政府を代表するために正式に任命された外交使節によつてではなく、実に戦時出征中の東インド艦隊司令長官の独断専決によつて調印されたという事実である。つぎにその次第を述べると、一八五四年三月二八日、英仏がロシアに宣戦して後、旗艦ウインチエスター号に坐乗するイギリス東印度艦隊司令長官スター・リング少将は、同年九月上旬、エンカウンター号ほか二艦をひきいて長崎に入港し、英仏艦船の日本の港湾への寄港を承認するよう要求したのであるが、そのときスター・リング提督の手交した文書は、つぎのようなものであつた。

「長崎之地

長たる

クリミア戦争の意義

御奉行様え

一大ブリタニヤの女王の趣意にて其一身の向と共に衆議一致して彼の魯西亞国より欧羅巴を押領するの手段あるを以て欧羅巴の為防禦せんと欲して魯西亞国に此度軍を發出仕候事柄付告知の書面写差出申候此義御承知可被下候

此軍付には經久之次第有之相始候事候

數多の軍勢既合戦差出申候

魯西亞国の船勢等は計策尽果不得止其自己の港に引返し潜居候

魯西亞国の諸街数所手入或ハ荒廃せしめ候將又魯西亞国内トルコに境界せし所に於ては即トルコに魯西亞の軍勢入込候付伐退け候處散々の敗色にて退去及び候

右之通之趣意有之候間今般決談いたし魯西亞の船ハ皆は勿論其近方の商館に至る迄手入れ候歟滅却いたし候心得候扱魯西亞國ハ漸々其境界を広めサガリーン地名および蝦夷の千島にも及ぼし頓て日本にも志ある事ハ明的顯然の事候

大ブリタニヤ女王の趣意にて海勢の大將として私儀東方海上発軍の命有之即此一手の船勢只今此地に罷在尚右一件のため外にも数多の船勢出掛候儀候得は究而度々日本の諸港に參候儀可有之勿論是ハ魯西亞の軍船或ハ右魯西亞方より被奪候船も有之候時は是を妨候為に候勿論右等之為御当國の港等罷出候儀

クリミア戦争の意義

六四

も有之候事付而ハ大ブリタニヤ国而已の趣意無之同國一致の向
一同の趣意候此儀入御聞置候

一 右様之次第御座候得共ブリタニヤ國奉行所の心得而は親睦の
旨を主とし何卒日本國帝或は其従属の高貴の方に對しての軍戰
等の儀心の及び可相成丈相避候様仕度志願候先斯の如き心得有
之候付而は無余義情合御汲分日本於御奉行所御勘考被下御當國
港等此度之一件一味の者罷出候儀御免許御座候様所希候

一 右之訣合御座候間可然様御含彼是都合能相整万端の御差図被
成下万事差支無御座様相成当長崎港は勿論日本國領之港及び其
他場所罷出候義相叶候様仕度心願御座候

ブリタニヤ女王の船ウキンセストル_{船号}に於て

曆數千八百五十四年第九月七日 安政元年寅
閏七月十五日当ル

再心厚く評議仕候處近海通航之節食料薪水等差支又は船修復等而
船を湊え寄候趣意候得は御聞届可有之候得共外國戰爭等之為申立
候義を差許候而は恨も無之國え信義を失し且は恨を受候訣当り候
と之意味能々申諭し若書面引替候歟相直し差出し候義も候はゝ承
届可申尤湊之義長崎箱館兩所限り差許其上も不得止候ハ、下田湊
は差許候とも其外之湊は難被差許旨其余三条之趣は伺之通被仰渡
可然奉存候

スコウトベイナクト_{官名}

寅閏七月

評定所一座

浦賀奉行

林大学頭

大將 ヤーメスステイルリンキ_{人名}

右エケレス語阿蘭陀語翻訳仕候

かひたん とんくるきゆる志ゆす⁽²⁴⁾

このよだな要求に接した幕府は、ただちに対策を協議し、つぎの
よだな態度を決定した。

御目付⁽²⁵⁾

そして、このような政策決定にもとづき、老中牧野備前守忠雅の名で、つぎのような訓令が長崎奉行あてに発しられた。

「備前守

長崎奉行え相達候趣

書面之趣は魯西亞不限外國戰爭等之為申立候義を差許候而は恨も無之国え信義を失し且は恨を受候訣當り候との意味合能々申諭近海通航之節食料薪水等差支又は船修復等而船を港に寄候趣意候はゝ長崎箱館両所附り船繫之儀差許其上も不得止次第も候はゝ下田湊ハ差許候而も不苦候其外之湊は難差許旨申諭候様可被致候左候はゝ彼方より差出候書面其儘難請置趣意も有之候間書面引替候歟又ハ相直し為差出候様も可被取計候其余三条之趣は伺之通可被相心得候事⁽⁴⁾

これらの諸文書によつて、幕府が、「兼々かさつ之聞へ有之候」イギリスの武威に屈して、ついに開港和親にふみ切つたことが知られるが、この時の長崎におけるサー・ジェイムズ・スター・リング提督と長崎奉行との折衝は、第二次世界大戦後の一九五一年にロンドンで刊行されたW・G・ビーバーの『イギリスと日本の開国、一八三四一八五八年』⁽⁵⁾に詳しい。なお、右の文書によつて知られるように、幕府は、イギリスとロシアとの戦争に巻きこまれないよう、細心の注意を払つていたが、このことは、この戦争を終結させ連合はそのまま戦後にも維持され、中国侵略の連合軍を形成し

た一八五六年三月のパリ会議によつてはじめて戦時国際海事法が定められたことと思ひあわせると、ひじょうに興味のある事実である。

要するに、イギリス国内ではすでに早くクリミア戦争以前から日本開国を求める動きがあつたにしても、しかしそれが事実として実現されたのは、右に述べたように、クリミア戦争での軍事的必要から——またその戦争の過程において——であつた。すくなくともイギリスに関するかぎり、日本への開国強要是、クリミア戦争との直接的関連においてであつたといわねばならないのである。

(五) むすび

た。このように考へてくると、クリミア戦争は、戦争そのものの規模とはつり合わないほど巨大な結果をもたらしたといわねばならない。いわゆる帝国主義の時代を待たずに、すでにここにグローバルな国際体制——すなわち世界国家系——成立の第一歩を見るのも、決して理由のないことではないと思われる。

しかしながら、このように、クリミア戦争を境としてヨーロッパ

国家系から世界国家系への転換を考えるとする、その場合には、

え、ついでヨーロッパ国家系から世界国家系への拡散を一八八〇年代以降に想定している。⁽³⁾ このような解釈もまたなお旧来のヨーロッパ中心主義——とくにドイツ中心主義——の思考を脱していないようと思われるのであるが、しかしこれらの問題については稿を改めて論すべきである。

(註)

- (1) P. Renouvin, *Histoire des relations internationales*, Tome V: le XIX^e siècle, I: de 1815 à 1871. Paris, 1954. pp. 285ff.
- (2) E.L. Woodward, *War and Peace in Europe 1815—1870*. London, 1931. New Imp. 1963, p. 16.
- (3) G. Craig, *The System of Alliance and the Balance of Power*. in : *The New Cambridge Modern History*, Vol. X, Cambridge Univ. Press, 1967. pp. 246—273.
- (4) A. J. P. Taylor, *The Struggle for Mastery in Europe 1848—1918*. Oxford, 1954.
- (5) A. J. P. Taylor, p. 60.
- (6) A. J. P. Taylor, p. 61.
- (7) A. J. P. Taylor, p. 124.
- (8) (9) (10) G. Craig, p. 267.
- (11) (12) G. Craig, p. 271.

- (13) Th. Schieder, Europa im Zeitalter der Nationalstaaten und europäische Weltpolitik bis zum ersten Weltkrieg. *Handbuch der europäischen Geschichte*, Bd. VI, Stuttgart, 1968.
- (14) Th. Schieder, S. 62.
- (15) P. Renouvin, pp. 285ff.
- (16) P. Renouvin, p. 296.
- (17) E.L. Woodward, p. 59.
- (18) Th. Schieder, S. 53f.
- (19) P. Renouvin, p. 306.
- (20) P. Renouvin, La question d'Extreme-Orient 1840—1940. Paris, 1946.
- (21) 詳しきば、田中萃一郎『東邦近世史』、岩波文庫版、中巻、111六七八以下参照のこと。
- (22) 山口光朔訳、岩波文庫版、上巻、一六二二七八。
- (23) 大塚武松『幕末外交史の研究』新訂増補版、昭和四一年、九一—一〇七八。
- (24) 勝安芳『開国起原』下巻、明治十六年刊、一一一八一一一一八四七八。
- (25) 勝安芳、上掲書、一一一八六一一一八七七八。
- (26) 勝安芳、上掲書、一一一八四一一一八五七八。
- (27) W. G. Beasley, Great Britain and the Opening of Japan

(三三三・一・一・一九稿)

- (28) 1834—1858. London, 1951. pp. 113—114.
- (29) E. L. Woodward, p. 59.
- (30) W. G. Beasley, pp. 60ff.
- Th. Schieder, S. 53—54.